

PwC中国 日本企業部 セミナー

「BEPS提言後の日中移転価格税務執行強化への実務対応」

ご挨拶とセミナー主旨

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。さて、私どもPwC中国日本企業部では、この度「BEPS提言後の日中移転価格税務執行強化への実務対応」と題したセミナー（四部構成）を開催する運びとなりましたので、ご案内申し上げます。

第一部：「中国移転価格税制コンプライアンス上の留意点」

中国の移転価格税制コンプライアンスにおける特に重要な留意点についてご説明いたします。2016年に公布された42号公告では、新たに強化されたローカルファイルの作成や企業所得税申告における新しい移転価格関連表への入力が必要されました。また2018年に入り、多数の日系企業が中国版マスターファイルの作成を進めています。第一部では、42号公告対応2年目となるローカルファイル作成のポイントや、中国版マスターファイルのポイントを中心に、中国移転価格税制の基本事項を踏まえながら解説いたします。

第二部：「中国の移転価格調査、日中相互協議に関するアップデート」

中国における移転価格税制執行の最新動向（システム化された利益水準に対する監督、昨今の移転価格調査の特徴、税関対応との兼ね合いなどを含む）について取り上げさせていただきます。また、つい先日開催された日中税務当局（日本国税庁・中国国家税務総局）間による相互協議の最新情報を要約してお伝えします。

第三部：「日本の移転価格に関する税制改正アップデート」

文書化義務と文書化に係る行政指導制度の導入、BAPAの取り消し勧告や低付加価値役務の導入等、BEPS提言後の日本の税制改正の最新状況および中国子会社へ与える影響をポイント解説いたします。

第四部：パネルディスカッション

BEPS提言後の日中での税制改正や執行強化の動きに対して、中国子会社が日本本社と連携して対応すべき事項について、日中の移転価格専門家がパネルディスカッション形式で議論いたします。

- 中国ローカルファイルと本社ローカルファイル・マスターファイルの整合性
- IGS（企業グループ内役務）をめぐる日中それぞれにおけるリスクとその対応戦略
- BEPS提言後の日中BAPAの活用戦略

ご多忙とは存じますが、皆様お誘い合わせの上、本セミナーへご来場いただけますよう、謹んでご案内申し上げます。

敬具

PwC Mainland China and Hong Kong 日本企業部統括代表パートナー
高橋 忠利

開催概要

日付	4月13日（金）		
開催場所	上海	言語	日本語
時間	14:30 - 17:00 (14:00 受付開始)	参加費	無料
会場	PwC中国上海事務所11階 Huai Hai Room 1&2	プログラム	裏面をご参照ください。
会場住所	上海市湖濱路202号企業天地2号楼 普華永道中心11階	協賛	時事通信社上海支局

プログラム

時間	進行予定	講演者
14:00-14:30	受付	
14:30-14:35	開会の辞	
14:35-15:10 (35分)	第一部:「中国移転価格税制コンプライアンス上の留意点」	PwC中国 上海事務所 日本企業部 シニアマネージャー 村松昭彦
15:10-15:40 (30分)	第二部:「中国の移転価格調査、日中相互協議に関するアップデート」	PwC中国 上海事務所 移転価格部 ディレクター Helen Ye
15:40-15:50	休憩	
15:50-16:20 (30分)	第三部:「日本の移転価格に関する税制改正アップデート」	PwC税理士法人 国際税務サービスグループ(移転価格) パートナー 黒川 兼 シニアマネージャー 田中 俊秀
16:20-16:50 (30分)	第四部: パネルディスカッション	PwC税理士法人 国際税務サービスグループ(移転価格) パートナー 黒川 兼 シニアマネージャー 田中 俊秀 PwC中国 上海事務所 移転価格部 アソシエイトディレクター John Bian PwC中国 上海事務所 日本企業部 シニアマネージャー 村松昭彦
16:50-17:00	Q&A	

講師のご紹介



PwC税理士法人 国際税務サービスグループ(移転価格) パートナー 黒川 兼

1995年に旧クーパース・アンド・ライブランド デトロイト事務所に入所、2000年にPwC税理士法人の東京事務所に入所。以来、PwC中国の北京、上海事務所駐在の7年間を含む10数年間、移転価格プロフェッショナルとして特に日系の多国籍企業に対してさまざまな移転価格アドバイスを提供する。日本と他国の税務当局との数多くの意見交換、交渉経験を有し、困難な移転価格調査、事前確認(APA)、相互協議の支援において実績を残す。また、実務経験に基づいて移転価格セミナーでの講演、税務専門誌への寄稿多数。法学士(中央大学)、経済学修士(日本大学)を取得。米国公認会計士



PwC税理士法人 国際税務サービスグループ(移転価格) シニアマネージャー 田中 俊秀

PwC税理士法人入所以来、10年間以上にわたり移転価格コンサルティングに従事し、主として日系多国籍企業に対して、二国間事前確認(APA)、相互協議、移転価格調査、移転価格ポリシーの構築やプランニング、企業グループ内役務提供、および移転価格文書化等のさまざまな移転価格プロジェクトを担当する。また、日中間の二国間事前確認(APA)や相互協議にも関与し、日系多国籍企業をサポートする。2008年1月よりPwC香港事務所、2008年6月よりPwC深圳事務所に駐在し、多くの日中案件に携わる。2011年7月に帰任し現職となる。税理士 慶應義塾大学経済学部卒業。



PwC中国 上海事務所 移転価格部 ディレクター Helen Ye

シカゴの多国籍企業にて税務業務を担当。その後、米国系企業の財務責任者として、東京で4年間の勤務経験を有する。2004年にPwC上海に入所。中国現地日系企業に対し、移転価格サービスを提供している。主な業務経験としては、多国籍企業のためのグローバルおよび個別地域の移転価格文書の作成、移転価格リスク評価及びプランニング、日系企業に対する移転価格調査対応、事前相談及び二重課税の回避への協力、二国間事前確認の締結及び両締約国の税務当局との協議を成功させるためのクライアントへの協力等である。米国デポール大学で税務学修士を取得。



PwC中国 上海事務所 移転価格部 アソシエイトディレクター John Bian

2005年よりPwC上海事務所に入所。2010年よりPwC東京事務所に1年間出向。中国及び日本において、OA設備、化学、光学、電子、自動車、産業機械、消費品、IT等の産業にある数多くの多国籍企業、特に日系企業に係わる移転価格プロジェクトに参与。移転価格専門コンサルタントとして、移転価格リスク評価、移転価格ポリシー構築、移転価格同時文書作成、移転価格調査対応、事前確認申請等のアドバイスを行っている。北京大学卒。日本文化修士、日本文学及び経済学学士を取得。中国公認税理士。



PwC中国 上海事務所 日本企業部(移転価格) シニアマネージャー 村松 昭彦

大手電子部品メーカー及び大手自動車部品メーカーにて約11年間勤務し、国際税務部門にて中国、アセアン、欧米の子会社に対する移転価格方針の展開、移転価格調査や各種税務問題の対応支援に従事した経験を持つ。その後上海の日系コンサルティング会社にて、税務、会計のコンサルティングを経験。2015年6月PwC中国上海事務所に入所し、移転価格及び税務コンサルタントとして、日系企業に対して移転価格リスク対策のプランニング支援、移転価格調査のディフェンス支援、移転価格同時文書作成支援等のコンサルティングサービスを提供。同志社大学商学部卒、早稲田大学大学院商学研究科修士(財政学-租税理論専攻)。米国公認会計士(ワシントン州)。

お申し込み方法

* 同業者様からの参加申込みはお断りさせていただきます。

案内状メールにある「お申し込み方法」に記載してあるサイトにアクセスし、必要事項を記入後、「送信」ボタンを押してください。お申込締切日:4月10日(火)

お問い合わせ: PwC中国 日本企業部 担当: 塩地 美里 E-mail: misato.shiochi@cn.pwc.com

© 2018 PricewaterhouseCoopers. All rights reserved. "PricewaterhouseCoopers" and "PwC" refer to the network of member firms of PricewaterhouseCoopers International Limited ("PwCIL"). Each member firm is a separate legal entity and does not act as agent of PwCIL or any other member firm. PwCIL does not provide any services to clients. PwCIL is not responsible or liable for the acts or omissions of any of its member firms nor can it control the exercise of their professional judgment or bind them in any way. No member firm is responsible or liable for the acts or omissions of any other member firm nor can it control the exercise of another member firm's professional judgment or bind another member firm or PwCIL in any way.